



金沢市公報

号外第3号の7

令和7年(2025年)3月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次

ページ

●規則

- 金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則 (福祉政策課) 1
- 金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 (障害福祉課) 1
- 金沢市子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する規則 (保育幼稚園課) 3
- 金沢市国民健康保険条例施行規則及び金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 (保険年金課) 4

- 金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則 (衛生指導課) 4
- 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則及び金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (〃) 5
- 金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則 (スポーツ振興課) 5
- 金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則 (市街地再生課) 6
- 金沢市消防団規則の一部を改正する規則 (消防総務課) 6
- 金沢市消防団員服制の一部を改正する規則 (〃) 7

規 則

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第10号

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市民生委員の定数を定める条例施行規則(平成26年規則第61号)の一部を次のように改正する。

本則中「1,160人」を「1,176人」に改める。

附 則

この規則は、令和7年12月1日から施行する。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第11号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中

身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級	疾病名	
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)			

※ 児童発達支援(治療に係るもの)、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の利用を申請する場合は、支給申請に係る児童の加入する医療保険について記入してください。

身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級	疾病名	
-----------	---	--------	-----	---------------	---	-----	--

改める。

様式第2号の中

身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級	疾病名	
被保険者証の記号及び番号(※)				保険者名及び番号(※)			

※ 児童発達支援(治療に係るもの)の利用を申請する場合は、支給申請に係る児童の加入する医療保険について記入してください。

身体障害者手帳等級	級	療育手帳等級	A・B	精神障害者保健福祉手帳等級	級	疾病名	
-----------	---	--------	-----	---------------	---	-----	--

改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号の中

被保険者証の記号及び番号(※)	保険者名及び番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)	有・無	を

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)	有・無	に
---	-----	---

改める。

様式第4号の中

被保険者証の記号及び番号(※)	保険者名及び番号(※)	
障害基礎年金1級の受給の有無(就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。)	有・無	を

※「被保険者証の記号及び番号」欄及び「保険者名及び番号」欄は、療養介護を申請する場合に記入してください。

障害基礎年金1級の受給の有無（就労継続支援B型のサービスを申請する者に限る。）	有・無	に
---	-----	---

改める。

様式第19号の2中

支給決定障害者	居住地		
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏名		
被保険者証の記号及び番号		保険者名及び番号	

支給決定障害者	居住地		
	フリガナ		生年月日 年 月 日
	氏名		

改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に交付された第2条の規定による改正前の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定による療養介護医療受給者証は、同条の規定による改正後の金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の規定にかかわらず、なお効力を有する。

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山卓

●金沢市規則第12号

金沢市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則

金沢市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年規則第58号）の一部を次のように改める。

第4条中「次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（そのうち最年長者である者を除く。）」に、「当該各号に定める額」を「0円」に改め、同条各号を削る。

第5条を削る。

第6条中「次の各号に掲げる満3歳未満保育認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（そのうち最年長者である者に限る。）」に改め、「及び前2条」を削り、「当該各号に定める額」を「同項の規定により算定される額に100分の50を乗じて得た額（当該額が9,000円を超える場合にあっては、9,000円）」に改め、同条各号を削り、同条を第5条とする。

第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の金沢市子ども・子育て支援法施行細則の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等については、なお従前の例による。

金沢市国民健康保険条例施行規則及び金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第13号

金沢市国民健康保険条例施行規則及び金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

(金沢市国民健康保険条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市国民健康保険条例施行規則(昭和34年規則第5号)の一部を次のように改正する。

第5号様式(表)及び第5号様式の2中「最寄りの」を削り、「又は金沢市指定公金事務取扱者」を「、金沢市指定公金事務取扱者又は金沢市指定納付受託者」に改める。

第5号様式の3中「又は金沢市指定公金事務取扱者」を「、金沢市指定公金事務取扱者又は金沢市指定納付受託者」に改める。

(金沢市介護保険規則の一部改正)

第2条 金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第24号その1イ(表)中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改め、同様式その2ア(表)中「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「納付書の裏面に記載の納付場所等で」に改め、同その2イ(表)中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改め、同様式その3ア(表)中「金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「納付書の裏面に記載の納付場所等で」に改め、同その3イ(表)中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改める。

様式第24号の2イ(表)中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改める。

様式第33号(表)中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改め、「最寄りの金沢市指定金融機関、金沢市指定代理金融機関、金沢市収納代理金融機関又は金沢市指定公金事務取扱者に」を「裏面に記載の納付場所等で」に改める。

様式第34号及び様式第35号その4中「指定公金事務取扱者取扱期限」を「取扱期限」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、使用することができる。

金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第14号

金沢市水道法施行条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市水道法施行条例施行規則(平成25年規則第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「及び第4号」を「及び第5号」に、「学科目」を「課程」に改め、「及び次項第2号」を削り、「同条第4号」を「同条第5号」に改め、同項第2号中「第4条第1項第2号」を「第4条第1項第1号若しくは第2号」に、「学科目」を「課程」に改め、同項に次の2号を加える。

(4) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 建設業法施行令第37条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であつて、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第2条第2項を次のように改める。

2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道については、前項第1号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第2号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第4号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第5号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則及び金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第15号

金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則及び金沢市公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則
(金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則の一部改正)

第1条 金沢市旅館業の適正な運営の確保に関する規則(昭和55年規則第45号)の一部を次のように改正する。

第12条第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

(金沢市公衆浴場法施行細則の一部改正)

第2条 金沢市公衆浴場法施行細則(昭和55年規則第46号)の一部を次のように改正する。

第9条第3号中「大腸菌群」を「大腸菌」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第16号

金沢市公園条例施行規則等の一部を改正する規則
(金沢市公園条例施行規則の一部改正)

第1条 金沢市公園条例施行規則(昭和39年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「者は、」の次に「予約システム()」を加え、「(以下「予約システム」という)」を「(をいう)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

(金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の一部改正)

第2条 金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則(平成6年規則第24号)の一部を次のように改正する。

第2条の2第1項中「者は、」の次に「予約システム()」を加え、「(以下「予約システム」という)」を「(をいう)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に、「2箇月」を「2か月」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

(金沢市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 金沢市体育施設条例施行規則(平成20年規則第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「者は、」の次に「予約システム()」を加え、「(以下「予約システム」という)」を「(をいう)」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項第1号中「2箇月」を「2か月」に改め、同項第2号中「2箇月」を「2か月」に改め、同号イ中「金沢市営久安運動広場」の次に「、金沢市営金沢テクノパーク運動広場、金沢市営湊野球場、金沢市営湊運動公園」を加え、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

別表金沢市営久安運動広場の項の次に次のように加える。

金沢市営金沢テクノパーク運動広場	1面	4時間以内
金沢市営湊野球場	1面	4時間以内
金沢市営湊運動公園	1面	4時間以内

(金沢市スポーツ広場条例施行規則の一部改正)

第4条 金沢市スポーツ広場条例施行規則(平成20年規則第13号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「者は、」の次に「予約システム()」を加え、「(以下「予約システム」という)」を「(をいう)」に

改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「第1項」を「前項」に改め、同項各号中「2箇月」を「2か月」に改め、同項を同条第2項とし、同条第5項を同条第3項とする。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の金沢市公園条例施行規則の規定は令和7年10月1日以後の同規則第4条第1項に規定する野球場等の使用に、第2条の規定による改正後の金沢市額谷ふれあい体育館条例施行規則の規定は同日以後の金沢市額谷ふれあい体育館の使用に、第3条の規定による改正後の金沢市体育施設条例施行規則の規定は同日以後の同規則第3条第1項に規定する体育施設の使用に、第4条の規定による改正後の金沢市スポーツ広場条例施行規則の規定は同日以後の同規則第6条第1項に規定するスポーツ広場の施設の使用についてそれぞれ適用し、同日前のこれらの施設の使用については、なお従前の例による。

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第17号

金沢市自動車駐車場条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市自動車駐車場条例施行規則（平成2年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前項に規定する」を削り、同条に次の1項を加える。

- 7 指定管理者は、駅東等駐車場の管理上必要があると認めるときは、第1項から第3項までの規定にかかわらず、入場若しくは出場、利用料金の支払又は定期駐車券の確認の方法について、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める方法によることができる。

第4条第4項中「条例別表第3に規定する」を「条例第10条の2第3項の規定により指定管理者が定める」に改め、同条第6項中「記載してある」を「登録されている」に改め、同条第7項中「記載してある」を「登録されている」に改め、「、当該定期駐車券を添え」を削る。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市消防団規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第18号

金沢市消防団規則の一部を改正する規則

金沢市消防団規則（平成3年規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第1 金沢市第一消防団の表に次のように加える。

女性分団	金沢市第一消防団の区域の全部
------	----------------

別表第1 金沢市第二消防団の表に次のように加える。

女性分団	金沢市第二消防団の区域の全部
------	----------------

別表第1 金沢市第三消防団の表に次のように加える。

女性分団	金沢市第三消防団の区域の全部
------	----------------

別表第2 金沢市第一消防団の表中 「

2	2	13	23
---	---	----	----

」 を

「

1	1		8
---	---	--	---

」 に、

東浅川分団			1	1	1	3	14	20
計	1	3	21	21	22	64	336	468

を

東浅川分団			1	1	1	3	14	20
女性分団			1	1	1	3	14	20
計	1	3	22	22	22	66	337	473

に

改め、同表金沢市第二消防団の表中 「

」 を

1	1		8
---	---	--	---

に、

直江分団			1	1	1	3	19	25
計	1	3	22	22	23	74	393	538

を

直江分団			1	1	1	3	19	25
女性分団			1	1	1	3	14	20
計	1	3	23	23	23	76	394	543

に

改め、同表金沢市第三消防団の表中 「

」 を

1	1		7
---	---	--	---

に、

安原分団			1	1	1	4	23	30
計	1	2	9	9	10	31	180	242

を

安原分団			1	1	1	4	23	30
女性分団			1	1	1	3	14	20
計	1	2	10	10	10	33	186	252

に

改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

金沢市消防団員服制の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月27日

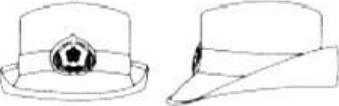
金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第19号

金沢市消防団員服制の一部を改正する規則

金沢市消防団員服制（昭和25年規則第33号）の一部を次のように改正する。

別表帽の項中「とし、帽の周りに暗い濃紺色又はその類似色のリボンを巻くもの」及び「男性については、」を削り、同表夏帽の項中「男性については、」を削り、同表の図中

「」

を



に改める。

」

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

令和7年(2025年)3月27日 発行 発行人	金 沢 市
発行所	金 沢 市 役 所
編 集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地	(株) 共 荣